

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する
法律の一部を改正する法律案について

平成17年2月22日
原子力委員会決定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定されたとの報告を本日受け、当委員会は次のように考えるものです。

1. 原子力委員会は、現行の「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（以下、「長期計画」という）において、核物質防護対策について我が国は、国際社会と核物質の不法移転や核拡散の懸念に対する取組の考え方を共有してその実現に積極的に取り組んでいくべきとしています。また、放射能の濃度がいわゆるクリアランスレベル以下の廃棄物については、放射性物質として扱う必要のないものであり、放射線安全上は一般の物品と同じ扱いができるものとし、基本的には、合理的に達成できる限りにおいてこれらをリサイクルしていくことが重要であるとしています。さらに、原子力施設の廃止措置については、その設置者の責任において、安全確保を大前提に、地域社会の理解と協力を得つつ進めることが重要であるとしています。
2. 本法案は、核物質防護対策の強化、クリアランス制度の導入、原子炉等の廃止措置の安全規制に関する規定の整備に必要な措置を講じるものであり、その内容は長期計画で示したこうした基本方針に整合するものであると判断します。
3. なお、近年、核物質防護対策の強化の一環として、枢要な機微情報を非公開にすることが国際的に求められていることから、核物質防護対策の一つとしてそのための制度が整備されるのは適切ですが、その実施段階においては、その制度の意義や、当該情報を非公開とすることの安全確保上の有益性等について国民に説明していくことが重要です。
4. また、クリアランス制度の導入については、これを踏まえて原子力施設の廃止措置から生じる放射性物質として扱う必要のない資材を再利用する仕組みを整備することにより、関係者が循環型社会の形成に貢献していくことを期待します。さらに、原子炉等の廃止措置の安全規制に関する規定の整備により、廃止措置が安全確保を大前提に着実に実施されることを期待します。なお、これらの措置が効果を上げるためには、国民との相互理解活動が十分になされることが重要と考えます。
5. 当委員会としては、法律の運用段階において適宜状況を聴取し、意見を述べることにします。